

## 「第 3 次愛知県環境基本計画中間まとめ」に対する環境審議会委員の主な意見の概要

委員名	区分	主な意見
小野知洋委員 金城学院大学教授	第 4 章「自然共生」	○自然環境の保全・再生・活用においても他県との連携・協力を明示することが必要。
市長会副会長 知多市長	全体	○市町村の過度の負担にならない施策展開、市町村の独自施策への支援をお願いしたい。
	第 4 章「安全・安心」	○名古屋臨海部での降下ばいじん対策を強化してほしい。
名古屋市長	全体	○2015 年の目標年次に対応する数値目標が必要。
	第 4 章「地域づくりプログラム」	○「地域づくりプログラム」の具体的な推進方策の検討が必要。 ○森と緑づくりのための税制度を活用した都市部の緑づくりに関する施策を具体的に示してほしい。
愛知県弁護士会会長 村上文男委員	第 4 章「脱温暖化」	○温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的な施策が必要。
	第 4 章「資源循環」	○廃棄物の発生抑制が最も重要であり、そのための条例を制定すべき。 ○廃棄物に関する情報公開や廃棄物政策の立案・実施における住民参加を規定した条例を制定すべき。
	第 4 章「自然共生」	○生物多様性の保全に向けて、重要地域のみでなく、周辺地域も原則として保全すべき。 ○農地の保全のための施策を充実すべき。 ○三河湾の水質改善に向けて、愛知県が本腰を入れて対策を進めるべき。
	第 4 章「安全・安心」	○戦略的環境アセスメント条例を制定すべき。 ○国道 1 号・23 号沿道の局地汚染対策は愛知県が主体的に取り組むべき。
	第 5 章「参加・協働」	○県民の参加を一層促していくことが必要。

※詳細は別添「第 3 次愛知県環境基本計画中間まとめ」に対する環境審議会委員意見の概要と県の考え方」とおり。

## 「第3次愛知県環境基本計画中間まとめ」に対する環境審議会委員意見の概要と県の考え方

	区分	御意見（概要）	県の考え方
小野知洋委員 金城学院大学 現代文化学部教授	第4章 「第4 自然共生」 「地域づくりプログラム」	第4章の「第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり」や「持続可能な地域づくりプログラム」の「生きもののにぎわいの保全と再生」においても、自然環境保全・再生・活用という視点における周辺他県との連携・協力を明示することが必要である。	第4章の「第5 地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり」の「施策の方向」の「3 隣接県と連携した広域環境対策の推進」及び「持続可能な地域づくりプログラム」の「生きもののにぎわいの保全と再生」の「総合的・戦略的な施策の推進」に以下の記述を追加します。 「・「中部7県自然保護行政連絡会議」等を通じて、自然環境の保全に向け、隣接県等との連携・協力を図ります。」
市長会副会長 知多市長	全体	市町村の財政状況、事務量等は大変厳しい状況にあるため、事業の実施にあたり、市町村の過度の負担にならないような施策展開をしてほしい。また、市町村の独自施策に対する支援についても検討してほしい。	「計画の推進・進行管理」として、「環境基本計画推進市町村会議（仮称）」を新たに設置し、市町村との情報交換・調整を図り、効果的な施策の展開に努めてまいります。
市長会副会長 知多市長	第4章 「第4 安全・安心」	知多市の北部地域においては降下ばいじんによる多くの苦情が生じている。 降下ばいじんは発生源が特定されにくく、環境基準も設定されていないが、住民は日常的に目に見える形で直接的な被害を受けていることから、「局地的な大気汚染対策等の強化」の項目に追加し、対策を強化してほしい。	御意見を踏まえ、「局地的な大気汚染対策等の強化」に以下の記載を追加します。 「・一部臨海部で発生している降下ばいじん対策として、大気汚染防止法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく工場等への規制指導や降下ばいじんの発生原因調査等を実施するほか、公害防止協定により地域の実情や個別工場の実態に即したきめ細かな指導を行います。」
名古屋市長	全体	「2025年までの長期を展望し、環境保全の目標を示した上で、2015年までの間に取り組むべき施策の方向性を示す」のであれば、目標年次に対応する数値目標が必要ではないか。現在示されている数値目標は2010年のものが多い。	本計画は環境に関連する個別計画等と一体となって環境保全に関する施策を推進するものです。目指す数値目標は、計画の進捗状況を把握するため示したものであり、その内容を個別計画等に委ねたものもあります。それらについては、本計画の目標・施策の方向に沿って、個別計画等の策定・見直しを進める中で、新たな内容を提示してまいります。

	区分	御意見（概要）	県の考え方
名古屋市長	第4章 「地域づくりプログラム」 「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」	長期的な視点で環境施策に取り組むには、持続可能な地域づくりプログラムに掲げられている「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」などの視点が欠かせないと思われるが、これらをどう進めていくのか明らかでない。数値目標の検討を含め、具体的な推進方策の検討が必要ではないか。	持続可能な地域づくりプログラムの推進にあたっては、個別計画に基づく推進や新たな個別計画の策定などを通じて部局横断的に取り組んでまいります。
名古屋市長	第4章 「地域づくりプログラム」 「山から街までの豊かな緑の実現」	「山から街までの豊かな緑の実現」の財源措置として森と緑づくりのための税制度の導入が掲げられているが、この新たな税制により、何を進めていくのか。奥地の森林再生や里山林の保全・活用などは理解しやすいが、都市部でどのような活用を図っていくのかももう少し書き込んでほしい。例えば、都市部で顕著になっているヒートアイランド対策として緑のネットワーク形成などに活用してもらいたい。	「あいち森と緑づくり税」（仮称）を活用して展開する新たな施策について、市町村が行う都市での緑の確保に対する助成などによる都市の緑の充実のほか、放置された森林の再生、里山林の保全・再生などに取り組んでまいります。また、森と緑に関する環境学習を進め、森と緑づくりの重要性について普及啓発を図るほか、森と緑づくりの環境保全活動を促進する取組を進めてまいります。なお、御意見を踏まえ、検討を進める施策を記載しております。
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「脱温暖化」	温暖化防止対策については、現在、日本が達成しなければならない1990年度比での削減目標6%を確定した上で、目標達成のための具体的な施策の在り方を環境基本計画に盛り込む必要がある。温室効果ガスの排出量は1990年度以降も依然増加傾向にあり、その中で目標を達成するためには、具体的な数値目標を環境基本計画に盛り込んだ上で、そのための施策を積極的に推進していくことが不可欠で、抽象的な施策を挙げているだけでは到底不可能である。温室効果ガスの排出量が民生家庭、民生業務、運	「施策の方向」の「環境にやさしい生活・事業活動の定着」に位置付けた「脱温暖化に向けた総合的な取組の推進」として、「あいち地球温暖化防止戦略」に基づき、本県の温室効果ガスの排出量の推移の定量的な把握や地球温暖化の影響に関する情報収集を進め、産業、民生、運輸など部門ごとに効果的な対策を推進するとともに、国の京都議定書目標達成計画の改定を踏まえた同戦略の見直しを進めます。また、重点プロジェクトとして「「あいちエコチャレンジ21」県民運動の展開」や「「あいちエコモビリティライフ」の推進」、「グリーン電力証書等を活用した太陽光発電の普及拡大」など施策の充実強化を図っております。さらに、「コンパクトで環境負荷の少ないまちづく

	区分	御意見（概要）	県の考え方
		輸部門で大幅に増加しているという現況を踏まれば、その内の民生家庭部門における排出量を削減するため、県民一丸となった省資源・省エネルギー型のライフスタイルの実現が必要であり、重点プロジェクトとして「あいちエコチャレンジ21」県民運動の展開が挙げられている点は正にそのとおりである。しかし、持続可能な社会の形成に向けては、さらに温室効果ガスの排出量を抑制する仕組みを構築した社会をどのように形成するのかという具体的な施策の策定が必要である。	り」や「山から街までの豊かな緑の実現」など温暖化対策にも資する「持続可能な地域づくりプログラム」を推進してまいります。
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「資源循環」	「現状と課題」において、リサイクルや焼却施設の改善が進み、最終処分量の減少が続いていると記載されており、「埋立最終処分量を減らせばごみ減量となる」とされているようであるが、これでは不十分である。ごみ減量のためには、「資源ごみ」自体の減量も含めて、ごみ発生量自体の減量を進める必要がある。「資源ごみ」自体の再生についても相当のエネルギーの使用が必要であり、温暖化対策の点からも減量が必要である。一般廃棄物、産業廃棄物の各最終処分量の減少が続いていることは、市民や事業者の分別収集、リサイクル、焼却施設の改善によるものとされている。しかし、分別やリサイクル、焼却施設の改善には限界があって、これらの施策による将来の処分量の限界も指摘されるべきである。大量生産、大量流通、大量	第2章の「現状と課題」においては、資源の浪費の問題や廃棄物の発生抑制を含めたあらゆる場面での3Rの必要性を提示しております。 こうした課題を認識した上で、目指す社会の姿として、天然資源の消費を抑制するとともに、資源の循環的な利用を基本とする社会経済の仕組みが確立した「資源循環社会」を打ち出し、その実現に向けた施策の柱として「資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり」を掲げております。 「資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり」では、「①あらゆる場面での3Rの促進」、「②モノづくり技術を活用した環境ビジネスの創出・育成」、「③循環型の地域づくりの推進」、「④廃棄物の適正処理、監視指導の徹底」、「⑤廃棄物処理施設の整備の促進」の5つを「施策の方向」に位置付け、脱レジ袋を目指す県民運動等の展開やエコプロダクツの開発支援、廃棄物・未利用資源の利活用の促進、再生資源の活用審査制度の創設など、様々な取組を進めてまいります。

	区分	御意見（概要）	県の考え方
		<p>消費、大量廃棄社会において、廃棄物の発生抑制が最も重要であることから、愛知県として生産者の発生抑制にどのような施策を行ったか、行っていないなら行っていないという現状を記載すべきである。そうすると今後の課題として、生産者責任の原則に基づき、生産者に対して、廃棄物の発生抑制のための条例制定をすることが必要とされる。</p> <p>施策として「廃棄物の適正処理、監視指導の徹底」が記載されているが、具体性に乏しい感がある。</p> <p>愛知県として、廃棄物の発生抑制のため、地域の実情を踏まえて、長寿命製品の開発、再生資源の使用、不要物の引き取り、再使用・リサイクルの実施、使用後の処理の過程で有害物質が生じる旨の表示、有害性が著しい場合の生産・使用の禁止など、生産者の責任を確立するための条例を制定すべきである。</p> <p>また、廃棄物行政は、地方自治体だけの力では限界がある。県民に対して製品情報、廃棄物に関する情報、廃棄物最終処分場に関する情報について公開し、廃棄物政策、立案、実施について市民参加をさせるべき旨の条例を制定し、県民全体で施策の策定にあたるようにすべきである。</p>	
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「自然共生」	現代は生物多様性が歴史上最も激しい危機に見舞われている社会であるが、その原因が人間	「施策の方向」に「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」を位置付け、コアエリアの保全を図るとともに、多自然川づくり

	区分	御意見（概要）	県の考え方
		<p>活動によるものであることは争いがなく、生物多様性の保全・回復にはまず人間活動の制限という発想が必要である。</p> <p>生態ネットワークを形成する上で、レッドデータブック掲載種等の絶滅のおそれのある種の生息域は、重要地域（コアエリア）だけでなく、周辺緩衝地域（バッファゾーン）も含めて原則として保全することを盛り込むべきである。</p>	<p>の推進などを通じた生物の移動経路の確保や「奥山」、「里山」、「湿地・湿原」、「沿岸域」の各生態系を単位とした生態系保全の考え方の策定、希少種保護のための種と保護区の指定制度の創設などを進めてまいります。</p> <p>さらに、「持続可能な地域づくりプログラム」の「生きもののにぎわいの保全と再生」として、生物多様性の保全を図るための総合的・戦略的な実行計画となる「あいち自然環境保全戦略」を策定・推進してまいります。</p>
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「自然共生」	<p>農地、特に田圃は生物多様性の維持に果たす役割が大きいので、その面積を減少させないとともに、生物多様性の維持をはじめ多面的機能を最大限発揮できるよう、その条件等をマニュアル化すべきである。</p> <p>また、現在の農家補助政策をさらに充実させ、小規模米作農家を含めて経営可能な具体的な収入目標を設定して実現することを盛り込むべきである。</p>	<p>「施策の方向」に「農業・農村の有する多面的機能の発揮」を位置付け、農地の転用制限等による優良農地の確保、担い手への農地の利用集積、中山間地域等直接支払制度等による耕作放棄地の発生防止・解消を図るほか、「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」を活用した環境保全型農業の促進などの取組を進めてまいります。</p>
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「自然共生」	<p>三河湾は愛知県に囲まれた位置関係にある上、集水域も殆どが愛知県にあり、愛知県単独の施策が実施できる状況であるが、伊勢湾は海域も集水域も複数県にまたがるので、伊勢湾と三河湾を分けて考えていく必要がある。三河湾、特に集水域が愛知県のみである渥美湾は我が国有数の汚濁が進んだ内湾であり、その早急な改善が望まれている。汚濁の原因・メカニズムは基本は解明されているので、愛知県は本腰を入れて改善に向けた対策を取る必要がある。そし</p>	<p>「重点プロジェクト」として、「三河湾里海再生の推進」を位置付け、三河湾における海域環境改善のための複数のシナリオを数値シミュレーションを活用しながら比較検討し、「里海再生プログラム」として取りまとめるなど、三河湾の再生に取り組んでまいります。</p>

	区分	御意見（概要）	県の考え方
		て、埋立による干潟・浅場の喪失、ダム建設による豊川流入量の減少など、汚濁原因がこれ以上悪化すること自体がまず止められなければならない。単に人工干潟を造成すれば足りる問題ではない。	
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「自然共生」	伊勢湾については、汚濁原因として、伊勢湾沿岸域の干潟・浅場を高度成長期以降大々的に埋立してきたこと、長良川河口堰上流の上流域の堆積泥の洪水時におけるゲート解放による到達、常滑沖の浅海域（中部空港用地）埋立による干潟・浅場の減少、流況の変化等が考えられる。	「施策の方向」に「健全な水循環の再生」を位置付け、「あいち水循環再生基本構想」に基づいた流域が一体となった取組を促進するとともに、「水質総量削減計画」に基づく汚濁負荷の低減を進めるなど、伊勢湾の水質改善に向けた総合的な取組を推進してまいります。
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「自然共生」	河川水質悪化の原因となるダム建設は見直すことを盛り込むべきである。（ダム建設一般を見直せという見解ではない。）	「第4 公害のない安全で安心できる愛知づくり」の「施策の方向」の「着実な未然防止・救済対策と基盤事業の実施」に位置付けた環境影響評価法や愛知県環境評価条例に基づく環境アセスメント制度において、建設されるダムによる河川の水質への影響についても予測・評価がなされることとなっており、制度を的確に運用してまいります。
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「自然共生」	干潟等の再生や覆砂は研究者の指導の下に行うべきである。むやみにこれらを行うことは環境の一層の悪化を招きかねない。	干潟や藻場の造成については、愛知県水産試験場で造成技術等の研究を続けており、これらの成果を踏まえて事業を実施してまいります。
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「安全・安心」	環境影響評価制度については、現状と課題を分析し、第2章に「課題」として項目を立てるべきである。 これまでの環境影響評価制度は、法が予定する環境保全の実効性に乏しいものであった。その原因の一つは環境影響評価法と県条例が事業	第2章の「現状と課題」については、社会経済動向の変化に関する分析と、大気環境や水環境・地盤環境など、環境質による現状と課題の分析を行うこととしております。 また、現在の環境影響評価制度は、事業実施にあたりあらかじめ環境影響の把握、環境保全措置の検討等が行われることにより、環境保全に係る配慮が図られるものとなっております。

	区分	御意見（概要）	県の考え方
		<p>アセスメントであったことである。実効性のある環境保全を図るためには戦略的環境アセスメントが不可欠である。そのため、施策の中に「戦略的環境アセスメント条例を制定する」とすべきである。</p> <p>また、実効性を確保するためには、調査・予測・評価について客観的・実証的な手続・技術・方法の導入が不可欠である。また、回避、低減、代償措置という保全措置の内容を厳格に判断する必要がある。そして環境影響評価手続の各段階で環境影響評価審査会による厳密な検討がなされるべきである。その際、審査会の委員には自然科学系の専門家ばかりでなく、環境法の専門家もメンバーに加えるべきである。</p>	<p>一方、戦略的環境アセスメントについては、現在、国においてガイドラインによる推進が検討されているところであり、その状況を踏まえ、戦略的環境アセスメントの運用を検討していくこととしております。</p> <p>また、環境影響評価についての技術的事項を審議するために、愛知県環境影響評価条例に基づき愛知県環境影響評価審査会を設置しており、その委員については、幅広く学識経験者に委嘱しているところです。</p>
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「安全・安心」	<p>国道1号・23号の沿道対策については、記載が国任せのように読み取れるが、同国道が愛知県内に存在し、被害にあっている方も愛知県民である以上、愛知県は自ら沿道対策についてイニシアチブを取ることが必要である。</p>	<p>「重点プロジェクト」して、「国道1号・23号沿道の局地汚染対策の推進」を位置付け、環境改善対策を進めるなど、県として主体的に取り組んでまいります。</p>
愛知県弁護士会 村上文男会長	第4章 「参加・協働」	<p>施策の方向に「自発的な環境配慮活動の促進」が挙げられている。その具体策として、ごみ減量のための簡易包装や地産地消を推進する事業者の県による認定、環境負荷を低減する消費行動、自動車利用における啓蒙活動などが挙げられている。これらは今後も大いに推進されるべき施策であるが、これだけでは消極的すぎる。「持続可能な循環型社会」のためには環境</p>	<p>目指す社会の姿として「参加・協働社会」を打ち出し、施策の柱として「地域と地球を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり」を掲げております。そして、施策の方向として「環境を考え、行動する人材の育成」などを位置付けております。また、「計画の推進・進行管理」において、県民の皆様にご期待される具体的な役割を示しております。さらに、「県政お届け講座」の活用など計画の普及啓発に努め、県民の皆様と協働した取組を進めてまいります。</p>



	区分	御意見（概要）	県の考え方
		<p>に対して関心を有する一部の者の活動だけでなく、すでに多方面にわたって危機的状況にある地球間の現状の問題性、課題を県民全員が理解・認識し、行動を開始することが不可欠である。すなわち、「持続可能な循環型社会」の実現の鍵は、環境負荷を可及的に低減した生活が長期的には自らの利益になるとの理解を共有した県民の社会参加にある。</p> <p>消費活動のみならず、自らのまちのためにまちづくりに関わる政策全般にわたって県民の参加を促す啓蒙、教化、助成活動をより広範かつ効果的に行っていく必要がある。</p> <p>具体的には県のまちづくりに係る活動全般について、ワークショップの開催など県民参加の実質的機会を設けること、環境学習指導者の養成、施策の環境影響についての県民の質問、意見の提出を補助するとともに、県民の理解の橋渡しをするファシリテーターの養成が必要である。</p>	